

建設協議会協議事項

〔	日時	令和4年5月20日(金)	〕
		午前10時	
	場所	第四委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 令和3年度のごみ処理実績について
- 2 令和3年度公共用水域水質測定結果について
- 3 令和3年度地下水水質測定結果について
- 4 令和3年度区域外一般廃棄物の搬入について
- 5 高濃度 PCB 廃棄物の代執行の実施について
- 6 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について（その1）
- 7 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について（その2）
- 8 積算誤りによる工事請負契約の解除について
- 9 八戸市営住宅条例の一部改正（案）の概要について
- 10 八戸市地域特別賃貸住宅条例の一部改正（案）の概要について
- 11 八戸市特定公共賃貸住宅条例の一部改正（案）の概要について
- 12 八戸市若者定住促進賃貸住宅条例の一部改正（案）の概要について
- 13 こどもの国大型複合遊具設置事業について
- 14 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

令和3年度のごみ処理実績について

1. ごみ排出量等について

	排出量		再資源化量※		最終処分量	
	(t)	原単位 (g/人・日)	(t)	再資源化率 (%)	(t)	原単位 (g/人・日)
令和3年度 (A)	80,081	980	9,757 (28,324)	12.2 (28.7)	8,874	109
令和2年度 (B)	80,427	974	10,222 (31,245)	12.7 (30.8)	8,820	107
差 (A-B)	△346	6	△465 (△2,921)	△0.5 (△2.1)	54	2

※再資源化量について、上段が行政回収分、下段（括弧書き）が行政回収分＋民間回収分

2. ごみ排出量の目標と現状について

項 目	令和3年度 (現状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
(1) 排出抑制			
① 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	556g/人・日	544g/人・日 以下	537g/人・日 以下
② 年間事業系ごみ排出量	27,260t	22,126t	18,311t
(2) 再資源化			
③ リサイクル率 (行政回収分+民間回収分)	28.7%	33.9%達成	37.7%達成
(3) 最終処分			
④ 1人1日あたりの最終処分量	109g/人・日	104g/人・日 以下	101g/人・日 以下

3. 目標達成に向けた取組について

これまでは、家庭ごみの有料化（平成13年度）、事業系紙ごみの八戸清掃工場への搬入規制実施（平成20年度）等の施策によってごみの減量化を推進してきた。また、令和3年度はごみ袋のデザインを変更してごみ減量のポイントをごみ袋に記載した。

目標達成に向けて、家庭ごみは、その他紙やびんなどの分別及び生ごみの水切りの徹底、事業系ごみは、減量意識の向上及び展開検査の強化が重要な鍵となるため、今年度は、エコ料理イベントやSNSの活用、ごみの分別に係る啓発の強化、事業者団体との意見交換会などの事業を実施し、排出量の削減を図りたい。

令和3年度公共用水域水質測定結果について

水質汚濁防止法第16条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内の公共用水域の水質の状況を継続的に把握するため常時監視するものである。

1. 水質の測定結果

(1) 河川

新井田川5地点、五戸川1地点、浅水川1地点において測定を実施した。(資料1-図1)

河川における水質汚濁の代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)について、すべての環境基準点で環境基準を達成した。(資料2-表1)

水生生物保全環境項目及び人の健康の保護に関する項目(健康項目)等について、すべての環境基準点で環境基準を達成した。(資料2-表3, 4)

(2) 海域

八戸前面海域14地点、南浜海域2地点において測定を実施した。(資料1-図1)

海域における水質汚濁の代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)について、すべての環境基準点で環境基準を達成した。(資料2-表1)

人の健康の保護に関する項目(健康項目)等について、八戸前面海域の環境基準点の内7地点で測定を実施し、すべて環境基準を達成した。(資料2-表4, 5)

油分に関連する項目であるノルマルヘキサン抽出物質について、すべての測定地点にて環境基準値の超過は確認されなかった。(資料2-表6)

(3) 湖沼

世増ダム貯水池1地点において測定を実施した。(資料1-図1, 2)

湖沼における水質汚濁の代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)について、環境基準を達成できなかった。(資料2-表1)

水生生物保全環境項目及び人の健康の保護に関する項目(健康項目)については、すべて環境基準を達成した。(資料2-表4)

2. 底質の測定結果

新井田川1地点(湊橋)、八戸前面海域の工業港内5地点及び世増ダム貯水池1地点で、重金属類を含む13項目について測定を実施した。(資料2-表7)

その結果は、概ね前年どおりであった。

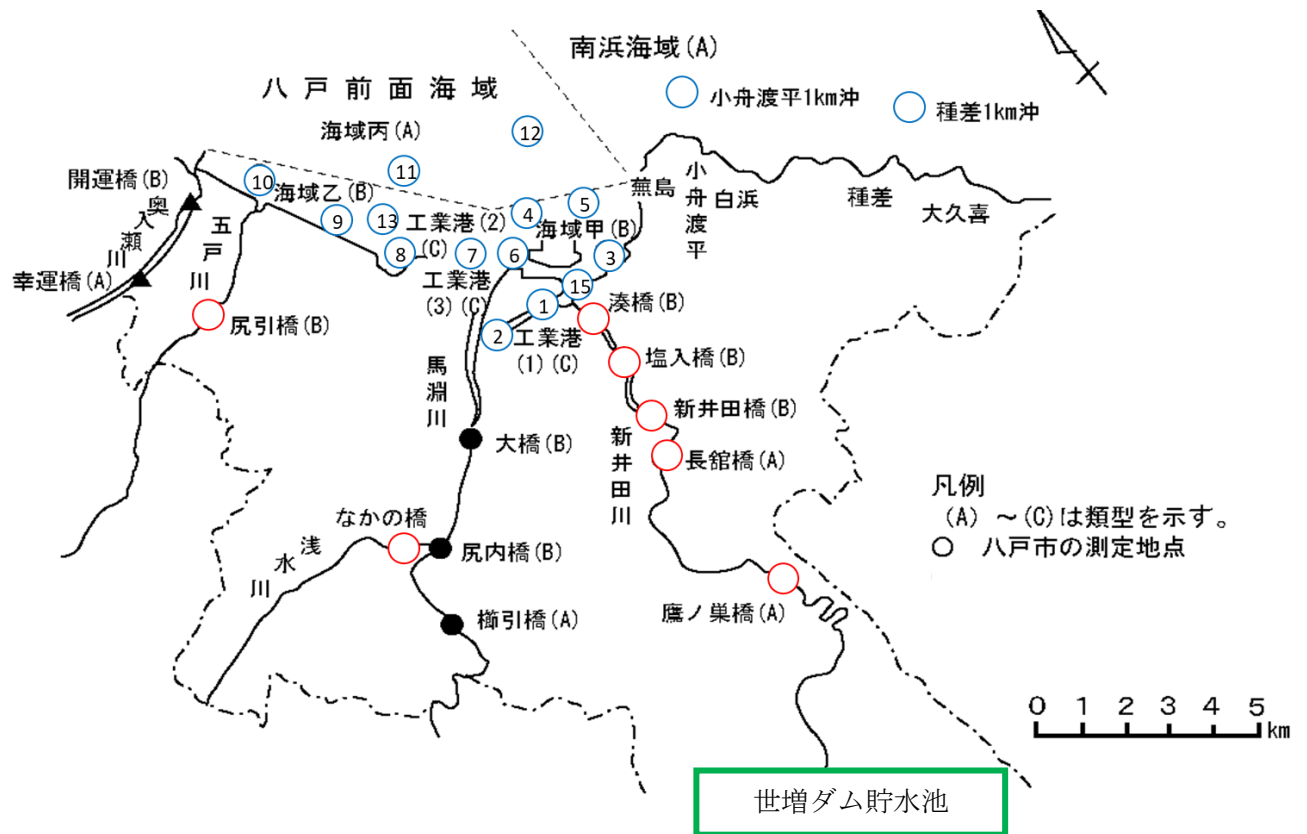


図 1 公共用水域測定地点図（河川・海域）

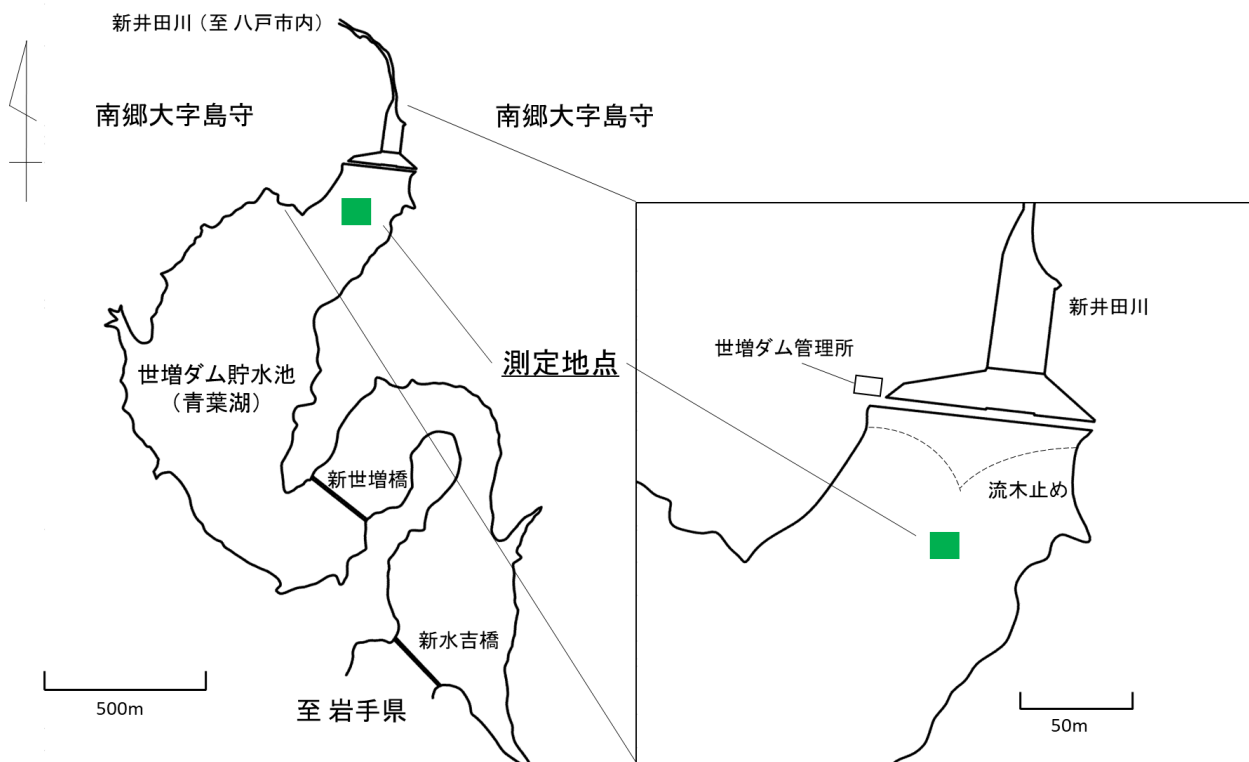


図 2 公共用水域測定地点図（湖沼）

令和3年度 公共用水域水質測定結果

表1 環境基準点の水質測定結果（生活環境項目）

河川	測定地点	類型	pH	DO	BOD			SS	大腸菌群数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	
新井田川	長 館 橋	A・イ	7.6～7.9	9.0	1.0 ～ 1.9	1.9	2	4	1.5×10^4
	塩 入 橋	B・ハ	7.3～7.7	7.9	1.2 ～ 1.6	1.5	3	2	8.0×10^3
	湊 橋	B・ハ	7.4～7.8	7.8	0.7 ～ 1.7	1.7	3	2	1.4×10^4
五 戸 川	尻 引 橋	B・イ	7.5～7.8	9.7	1.1 ～ 2.1	1.7	3	7	2.5×10^4

湖沼	測定地点	類型	pH	DO	COD			SS	大腸菌群数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	
世増ダム 貯水池	表 層	A・イ	7.3～9.3	10	1.9 ～ 3.7	3.4	3	2	290
	中 層	A・イ	7.1～7.3	9.7	1.6 ～ 2.4	2.3	3	1	360
	底 層	A・イ	6.8～7.3	6.7	1.7 ～ 3.0	2.4	3	8	550

海域	測定地点	類型	pH	DO	COD			SS	大腸菌群数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	
八 戸 前 面 海 域	第一工業港 St.1	C・ロ	7.9～8.3	8.5	1.0 ～ 4.2	2.8	8	4	1000
	第一工業港 St.2	C・ロ	7.8～8.7	8.9	1.0 ～ 8.0	3.8	8	4	200
	河口海域（甲） St.3 （鮫・白銀前面）	B・ロ	8.0～8.5	9.0	1.0 ～ 4.6	2.4	3	3	250
	河口海域（甲） St.4 （鮫・白銀前面）	B・ロ	8.0～8.1	8.9	0.9 ～ 2.6	2.4	3	3	810
	河口海域（甲） St.5 （鮫・白銀前面）	B・ロ	8.0～8.4	9.0	0.8 ～ 2.9	2.4	3	4	200
	第三工業港 St.6	C・ロ	8.0～8.1	8.8	0.7 ～ 2.5	2.4	8	4	1100
	第二工業港 St.7	C・ロ	8.0～8.4	8.5	<0.5 ～ 2.7	2.2	8	2	50
	第二工業港 St.8	C・ロ	8.0～8.5	8.4	<0.5 ～ 4.2	1.8	8	2	80
	河口海域（乙） St.9 （北沼前面）	B・ロ	8.0～8.2	8.2	0.5 ～ 1.9	1.8	3	2	670
	河口海域（乙） St.10 （北沼前面）	B・ロ	8.1～8.2	8.3	<0.5 ～ 2.7	1.7	3	2	470
	河口海域（丙） St.11 （北防沖）	A・イ	8.0～8.1	8.5	<0.5 ～ 2.7	1.8	2	2	50
	河口海域（丙） St.12 （蕪島沖）	A・イ	8.1～8.2	8.4	<0.5 ～ 1.6	1.5	2	2	20
	河口海域（乙） St.13 （北沼前面）	B・ロ	8.0～8.2	8.5	<0.5 ～ 2.1	2.1	3	2	160
南浜海域	小舟渡平 1 km 沖	A・イ	8.1～8.2	8.0	<0.5 ～ 1.3	0.9	2	—	30
	種差 1 km 沖	A・イ	8.1～8.2	8.1	0.5 ～ 0.9	0.6	2	—	40

備考 1. 表中の単位：DO、BOD、COD、SS…mg/L、大腸菌群数…MPN/100mL

2. 水域類型の達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 2 調査補助点の水質測定結果（生活環境項目）※環境基準による評価には含まないが、参考として記載

河川 (水域名)	測 定 地 点	類 型	p H	D O	B O D			S S	大腸菌群 数
			範 囲	平均	範 囲	75%値	環境 基準	平均	平 均
新井田川	鷹ノ巣橋	A・イ	7.8～8.2	9.3	1.5 ～ 2.9	2.3	2	5	1.7×10 ⁴
	新井田橋	B・ハ	7.4～7.7	8.9	0.9 ～ 1.7	1.6	3	3	550
浅水川	なかの橋	—	7.4～7.7	9.4	1.5 ～ 3.6	2.3	—	5	2.9 ×10 ⁴

海域 (水域名)	測 定 地 点	類 型	p H	D O	C O D			S S	大腸菌群 数
			範 囲	平均	範 囲	75%値	環境 基準	平均	平 均
八戸前面海域	河口海域(甲) St.15 (八戸大橋下)	B・ロ	8.0～8.2	8.6	0.8 ～ 2.7	2.5	3	3	1500

備考 1. 表中の単位：DO、BOD、COD、SS...mg/L、大腸菌群数...MPN/100mL

2. 水域類型の達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 3 水生生物保全環境項目測定結果

水域名	測定地点	水生生物保全環境項目			
		類型	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
五戸川	尻引橋	生物A・イ	0.003	<0.00006	<0.0006
新井田川	長館橋	生物A・イ	0.001	<0.00006	<0.0006
	塩入橋	生物A・イ	<0.001	<0.00006	<0.0006
世増ダム 貯水池	表 層	生物A・イ	0.008	<0.00006	<0.0006

環境基準	
全亜鉛	0.03
ノニルフェノール	0.001
L A S	0.03

備考 1. 表中の単位…mg/L、2. 数値は平均値

表 4 健康項目等の水質測定結果 (1)

	水域名	新井田川	五戸川	世増ダム 貯水池	八戸前面海域		基準値
	測定地点名	塩入橋	尻引橋	ダムサイト	St. 1 第一工業港	St. 2 第一工業港	
	採取位置	流心	流心	表層	表層	表層	
	年月日	R3.7.19	R3.7.19	R3.6.9	R3.6.28	R3.6.28	
	採取時刻	9:10	11:58	10:18	11:28	11:16	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.01
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05
	ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	アルキル水銀						検出されないこと
	P C B	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001			0.01
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001			0.01
	ジクロロメタン						0.02
	四塩化炭素						0.002
	1,2-ジクロロエタン						0.004
	1,1-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001			0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004			0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1			1
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006			0.006
	1,3-ジクロロプロペン						0.002
	チウラム						0.006
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003			0.003
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002			0.02
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001			0.01
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002			0.01
	硝酸性窒素	1.1	0.47	1.0			合計で 10
	亜硝酸性窒素	0.022	0.048	0.010			
	フッ素	0.20	0.15	<0.08			0.8
	ほう素	0.7	<0.1	<0.1			1
	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005			0.05
特殊項目	フェノール類	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-
	銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
	鉄 (溶解性)	<0.1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1	-
	マンガン (溶解性)	0.04	0.03	<0.02	<0.02	0.03	-
	クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-
要監視項目	全マンガン	0.04	0.05	0.02			※0.2
	2,4-ジクロロフェノール	<0.003	<0.003	<0.003			※0.03
特定項目	トリハロメタン生成能			0.09			-

備考 1. 表中の単位…mg/L、2. 要監視項目は指針値

表 5 健康項目等の水質測定結果 (2)

	水域名	八戸前面海域					基準値
	測定地点名	St. 3 鯨・白銀前面	St. 7 第二工業港	St. 8 第二工業港	St. 9 北沼前面	St.13 北沼前面	
	採取位置	表層	表層	表層	表層	表層	
	年月日	R3.6.28	R3.6.28	R3.6.28	R3.6.28	R3.6.28	
	採取時刻	11:00	10:18	10:26	9:51	9:43	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05
	ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	アルキル水銀						検出されないこと
	P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン						0.01
	テトラクロロエチレン						0.01
	ジクロロメタン						0.02
	四塩化炭素						0.002
	1,2-ジクロロエタン						0.004
	1,1-ジクロロエチレン						0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン						0.04
	1,1,1-トリクロロエタン						1
	1,1,2-トリクロロエタン						0.006
	1,3-ジクロロプロペン						0.002
	チウラム						0.006
	シマジン						0.003
	チオベンカルブ						0.02
	ベンゼン						0.01
	セレン						0.01
	硝酸性窒素						合計で 10
	亜硝酸性窒素						
	ふっ素						0.8
	ほう素						1
	1,4-ジオキサン						0.05
特殊項目	フェノール類	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-
	銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
	鉄 (溶解性)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-
	マンガン (溶解性)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-
	クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-

備考 1. 表中の単位…mg/L、2. 要監視項目は指針値

表 6 海域におけるノルマルヘキサン抽出物質（油分等）調査結果

海域	測定地点	調査年月日			
		R3.6.28	R3.9.15	R3.11.15	R3.12.6
八戸前面海域	第一工業港 St.1	<0.5	<0.5	<0.5	—
	第一工業港 St.2	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（甲） St.3 （鮫・白銀前面）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（甲） St.4 （鮫・白銀前面）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（甲） St.5 （鮫・白銀前面）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	第三工業港 St.6	<0.5	<0.5	<0.5	—
	第二工業港 St.7	<0.5	<0.5	<0.5	—
	第二工業港 St.8	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（乙） St.9 （北沼前面）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（乙） St.10 （北沼前面）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（丙） St.11 （北防沖）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（丙） St.12 （蕪島沖）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（乙） St.13 （北沼前面）	<0.5	<0.5	<0.5	—
	河口海域（甲） St.15 （八戸大橋下）	<0.5	<0.5	<0.5	—
南浜海域	小舟渡平 1 km 沖	—	<0.5	—	<0.5
	種差 1 km 沖	—	<0.5	—	<0.5

備考 1. 表中の単位…mg/L、2. ノルマルヘキサン抽出物質の環境基準：検出されないこと

表 7 底質測定結果

(乾燥重量当たり)

測定地点		一般項目		健康項目					特殊項目			その他の項目		
水域名	採取地点	COD (mg/g)	強熱減量 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	P C B (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/g)	全窒素 (mg/g)	全リン (mg/g)
新井田川	湊橋	5.1	3	<0.1	6	2.7	0.04	<0.01	16	77	46	0.13	0.58	0.45
世増ダム 貯水池	底層	75	17	0.2	18	8.5	1.6	<0.01	46	120	50	0.05	5.2	1.5
八戸前面 海域	St.1	61	16	0.4	22	7.0	0.22	<0.01	68	170	77	0.88	4.2	1.3
	St.2	37	12	0.9	71	11	0.62	0.01	330	400	150	1.9	3.1	1.3
	St.6	42	13	0.5	24	12	0.24	<0.01	50	120	63	0.69	3.2	1.1
	St.7	26	9	0.8	72	7.4	0.24	<0.01	44	220	38	0.37	2.1	0.81
	St.8	23	7	0.8	8.3	5.1	0.25	<0.01	49	260	32	0.80	1.7	0.62

備考 底質について環境基準値は定められていない。

令和3年度地下水水質測定結果について

本調査は水質汚濁防止法第16条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内における地下水の汚染状況を把握するため常時監視するもので、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査の3つの調査区分により段階的に実施している。（資料1-図1）

1. 概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために市内全域を5年で一巡する調査で、市内5地点で測定した結果、市川地区及び新井田地区にて硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準の8割を超えて検出された。（資料2-表1）

当地区については、次の段階として令和4年度に汚染井戸周辺地区調査を実施する予定である。

2. 汚染井戸周辺地区調査

前年度の概況調査により有害物質が検出された地区について汚染範囲を確認するための調査であるが、令和2年度の調査では検出された地区がなかったため実施していない。

3. 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で汚染範囲を確定した後、定点を設け、経年変化を把握するための調査で、市内34地点それぞれの測定項目について測定した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7地点、ほう素が2地点、ふっ素が1地点で環境基準値を超過した。（資料2-表2）

環境基準値を超過した地点については、井戸所有者に井戸水を飲用しないように注意喚起するとともに調査を継続し、3年間連続して環境基準値の9割を超えないことを確認した11地点については調査を終了する。（資料2-表3）

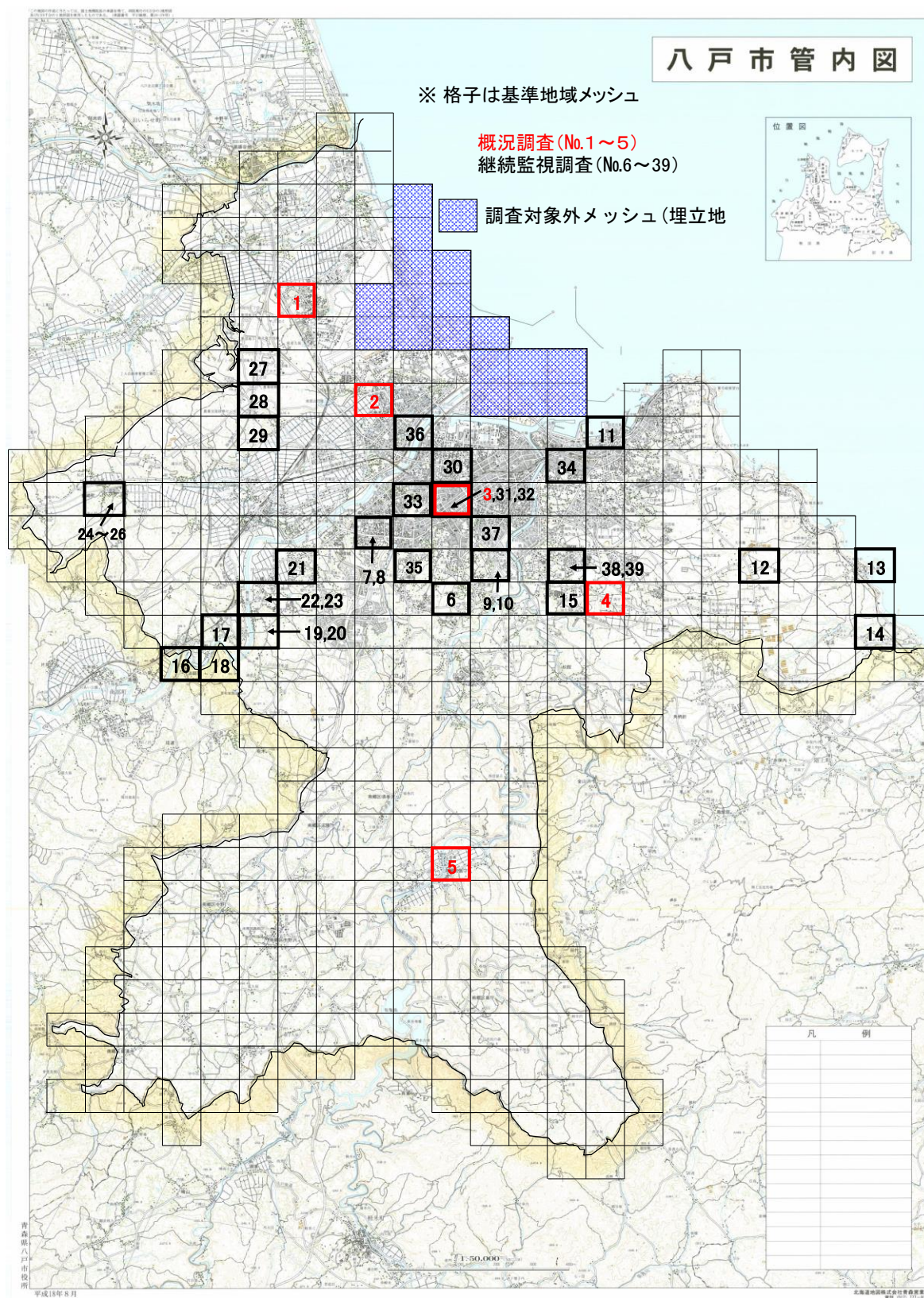


図1 令和3年度地下水水質調査地点

資料 2

表 1 概況調査検出地点(検出地点数／調査地点数＝2／10)

No	地区名	深度(m)	検出項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
1	市川	<30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8.7	10
4	新井田	80	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9.6	10

表 2 継続監視調査超過地点(超過地点数／調査地点数＝10／34)

No	地区名	深度(m)	基準超過項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
11	築港街	60～80	ほう素	<u>1.2</u>	1
15	妙	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>11</u>	10
17	上野	30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>15</u>	10
20	櫛引	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>12</u>	10
21	田面木	200	ほう素	<u>2.6</u>	1
22	八幡	30 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>11</u>	10
32	内丸	30 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>12</u>	10
34	湊	50	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>13</u>	10
36	石堂	100 以上	ふっ素	<u>0.99</u>	0.8
38	新井田	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<u>11</u>	10

表 3 継続監視調査終了地点(終了地点数／調査地点数＝11／34)

No.	地区名	深度(m)	調査項目
6	中居林	50	砒素
7	根城	不明	鉛
9	田向	70	砒素
10	田向	不明	砒素
14	金浜	5～10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
19	櫛引	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
29	尻内	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
31	内丸	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
33	内丸	8	有機塩素系化合物 (クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)
37	類家	5	鉛
39	新井田	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

令和3年度区域外一般廃棄物の搬入について

1 区域外搬入の概要

一般廃棄物は自区域内処理が原則であるが、都市化の進行等による最終処分場の確保の困難化等により自区域内処理が容易ではなくなっており、再生利用や資源化を推進するための広域処理が増加している。

このような状況の中、八戸市外で発生した一般廃棄物を市内の一般廃棄物処理施設に搬入して処理する場合、事前協議を経た上で、当市の一般廃棄物処理計画の調和が確保される場合に限り受入れを実施しているもの。

2 令和3年度の実績（5月16日現在）

- (1) 排出元自治体数 19自治体
- (2) 受入事業者数 6者
- (3) 総搬入量 38,907.97トン
- (4) 廃棄物の種類 焼却灰、し尿汚泥など

3 令和4年度の予定（5月16日現在）

- (1) 排出元自治体数 19自治体
- (2) 受入事業者数 6者
- (3) 総搬入量 38,403トン
- (4) 廃棄物の種類 焼却灰、し尿汚泥など

市外一般廃棄物の搬入状況一覧

No.	排出元自治体	受託事業者	廃棄物の種類	処分内容	令和3年度 搬入実績量	令和4年度 搬入予定量
1	東京二十三区清掃一部事務組合	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	23,792.65t	23,800t
2	船橋市	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	2,752.69t	2,800t
			破碎不燃物	焼成	149.33t	—
3 4	ひたちなか市 東海村	八戸セメント株式会社	灰溶融スラグ	焼成	548.21t	600t
5	十和田地域広域事務組合	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	3,681.01t	2,715t
		八戸製錬株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	701.96t	954t
		八戸セメント株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	701.96t	954t
		奥羽クリーンテクノロジー株式会社	し尿	焼却	53.09t	—
		奥羽クリーンテクノロジー株式会社	し尿汚泥	焼却	422.58t	33t
6	下北地域広域行政事務組合	八戸製錬株式会社	金属水酸化物	脱塩後、焼結	116.07t	150t
			カーボンスラッジ	脱塩後、焼結	268.26t	300t
			回収塩	脱塩後、焼結	272.55t	500t
7	花巻市	八戸セメント株式会社	肉骨粉	焼却焼成	1,941.91t	1,700t
8	中部上北広域事業組合	八戸製錬株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	215.44t	270t
		八戸セメント株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	215.44t	270t
9	西北五環境整備事務組合	有限会社サイクルファーム	し尿汚泥	堆肥化	372.80t	550t
10	三戸地区環境整備事務組合	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	432.01t	600t
		八戸製錬株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	244.09t	300t
		八戸セメント株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	244.09t	300t
11	青森市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	80.85t	250t
12	久慈市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	935.94t	900t
13	二戸市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	275.77t	200t
14	鹿角市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	365.46t	330t
15	黒石地区清掃施設組合	株式会社曾我産業	木くず	破碎	439.00t	650t
16	外ヶ浜町	八戸製錬株式会社	飛灰	脱塩後、焼結	55.51t	90t
		奥羽クリーンテクノロジー株式会社	動植物性残さ	焼却	0.00t	200t
17	十勝圏複合事務組合	八戸製錬株式会社	汚泥	脱塩後、焼結	66.00t	80t
18	平内町	大平洋金属株式会社	動植物性残さ	溶融	598.54t	280t
19	芳賀地区広域行政事務組合	八戸製錬株式会社	汚泥(乾燥塩)	脱塩後、焼結	75.29t	100t
20	三沢市	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	沈砂汚泥	焼却	50.96t	50.5t

高濃度 PCB 廃棄物の代執行の実施について

1 概要

PCB 廃棄物の確実な処理を達成するため、処分義務を有する者が廃業又は死亡しているなどにより不存在となっていることで処分期限までに処分されなかった高濃度 PCB 廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき代執行により処分するものである。

2 代執行の内容

(1) 対象物

高濃度 PCB 廃棄物であるコンデンサー 6 台 （4 案件分）

(2) 実施内容

高濃度 PCB 廃棄物を JESCO 北海道事業所に運搬し、処分する。

(3) 代執行費用(予定)

収集運搬委託料 1,300 千円、処分委託料 4,475 千円、 計 5,775 千円

(4) 財政支援

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（独立行政法人環境再生保全機構）から代執行費用の 75%に相当する額の助成金が交付され、残る事業費の 80%に特別交付税が交付されることから、自治体の実質的な負担は代執行費用の 5%である。

※市の実質的な負担額 288 千円

3 スケジュール(予定)

令和4年 5月	公告（1 か月間）
7～8月	助成金の申請手続き
9月	収集運搬委託契約・処分委託契約の締結
9～11月	代執行の実施（収集運搬・処分）
12月	助成金の完了報告・支払申請手続き

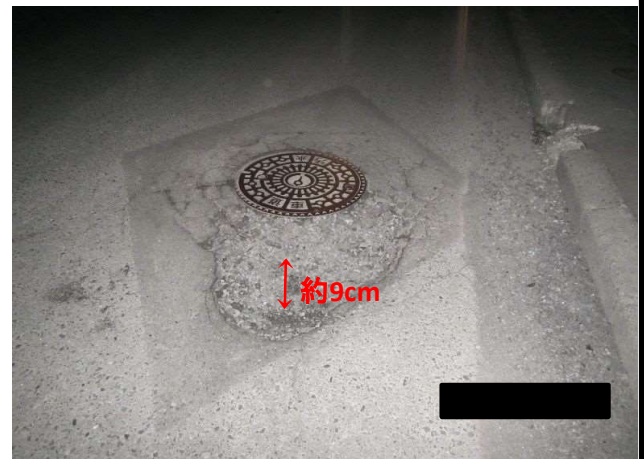
自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について(その1)

- 1 事故発生日時 令和4年3月10日(木)午後7時頃
- 2 事故発生場所 八戸市長苗代二丁目地内 車道幅員 6.00m
(市道 石堂河原木 71 号線)
- 3 事故発生状況 市道石堂河原木 71 号線において、市内在住の女性が自家用車を運転中、マンホール周辺に発生していた路面穴に左後タイヤが落下し、左後タイヤ及びホイールを損傷したもの
- 4 事故原因 マンホール周辺の舗装が経年劣化によりひび割れを起こし、その後剥離し、路面に深さ 9 cm の穴が生じていたため。
(平成7年度施工 下水道マンホール)
- 5 損害賠償額 42,680 円
- 6 専決処分月日 令和4年5月18日(処分第16号)

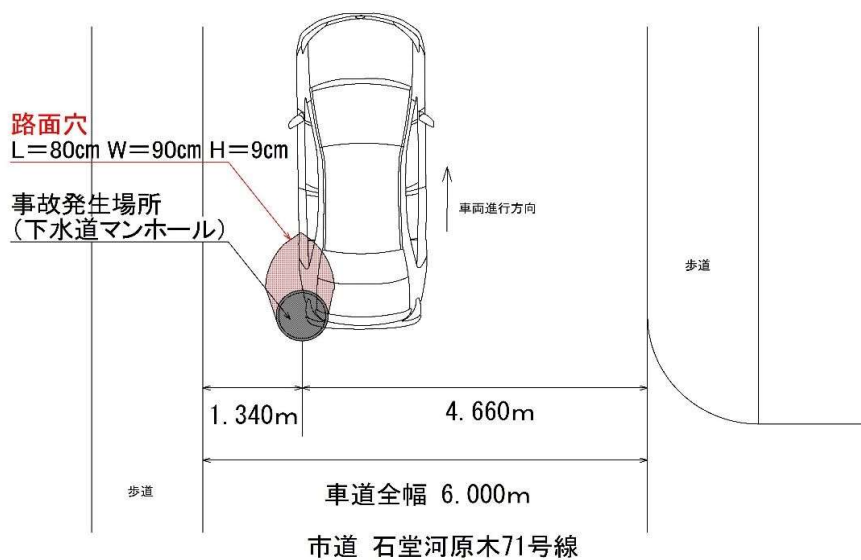
【位置図】



【状況写真】



【事故状況図】



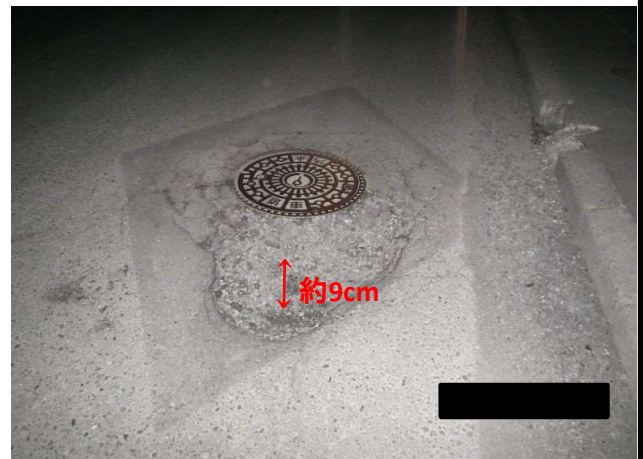
自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について（その2）

- 1 事故発生日時 令和4年3月10日（木）午後7時30分頃
- 2 事故発生場所 八戸市長苗代二丁目地内 車道幅員 6.00m
（市道 石堂河原木 71 号線）
- 3 事故発生状況 市道石堂河原木 71 号線において、市内在住の男性が自家用車を運転中、マンホール周辺に発生していた路面穴に右後タイヤが落下し、右後タイヤを損傷したもの
- 4 事故原因 マンホール周辺の舗装が経年劣化によりひび割れを起こし、その後剥離し、路面に深さ 9 cm の穴が生じたため。
（平成7年度施工 下水道マンホール）
- 5 損害賠償額 62,912 円
- 6 専決処分月日 令和4年5月18日（処分第17号）

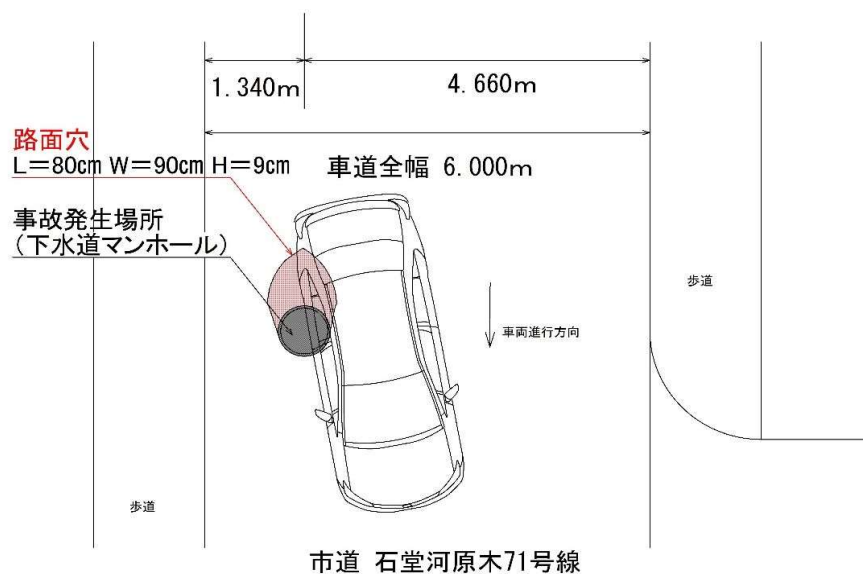
【位置図】



【状況写真】



【事故状況図】



積算誤りによる工事請負契約の解除について

八戸市発注の下記工事において、積算単価の設定に誤りがあり、設計額が過少であったことが判明した。本来の積算では、受注者の入札額は最低制限価格未満で失格となり、落札者とならないものであったことから、入札の公平性、公正性の観点により、契約締結に当たり手続き上の重大な誤りがあったと認められるため、当該工事の契約を解除したものである。

1. 工事請負契約の概要

工 事 名	令和3年度道路建設課工事第45号 正法寺下長線道路改良工事（その2）
工 事 場 所	八戸市大字尻内町地内
工 事 内 容	施工延長 L＝70.3m 施工幅員 W＝1.9～2.8m 擁壁工、排水構造物工、舗装工、防護柵工、構造物撤去工、仮設工
工 期	令和4年3月24日～令和4年10月31日
請 負 額	18,637,300円（税込）
開 札 日	令和4年3月11日
契約締結日	令和4年3月23日

2. 積算誤りの内容

防護柵工、構造物撤去工の積算単価に誤りがあったもの。

発注時予定価格	19,300,000円
発注時最低制限価格	16,943,000円（受注者入札額）
正 規 予 定 価 格	19,380,000円（＋80,000円）
正規最低制限価格	17,013,000円（＋70,000円）

3. 契約の解除

解除日 令和4年5月13日

4. 契約解除に伴う損害

- ・契約解除による受注者側の損害額としては、現時点で以下とおり報告されている。
損 害 額 324,616円
内訳項目 契約用印紙代、工事实績データ登録料、工事名表示板作成費、基準測量費、準備書類作成費（人件費）
- ・今後、受注者と速やかに協議を行い、損害額を確定させる予定。

5. 再発防止

- ・今後はチェック体制をより一層充実させるとともに、職員の積算能力の向上を図り、適切な事務処理手続きを徹底させる。

位置図

正法寺下長線道路改良工事（その2）

施工延長 $L = 70.3 \text{ m}$

施工幅員 $W = 1.9 \sim 2.8 \text{ m}$



- 八戸市営住宅条例の一部改正（案）
○八戸市地域特別賃貸住宅条例の一部改正（案）
○八戸市特定公共賃貸住宅条例の一部改正（案）
○八戸市若者定住促進賃貸住宅条例の一部改正（案） の概要について

1 改正の理由

八戸市営住宅条例及び八戸市若者定住促進賃貸住宅条例については、国・県に
ない、入居者資格に係る同居親族要件を緩和するとともに、その他所要の改正
をするためのもの。

八戸市地域特別賃貸住宅条例及び八戸市特定公共賃貸住宅条例については、特
定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴って、入居者
資格に係る同居親族要件を緩和するとともに、その他所要の改正をするためのも
の。

2 改正の内容（概要）

現行の各条例で同居できる者は、いずれも親族（若者定住促進賃貸住宅は配偶
者とその子）のみとなっているが、近年の家族の多様化を踏まえ、同居親族要件
に新たに同居できる者を追加するもの。

（1）市営住宅条例

- ・親族に準ずる者として規則で定めるもの（※）

（2）地域特別賃貸住宅条例、特定公共賃貸住宅条例

- ・児童（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に
規定する里親に委託されている児童をいう。）
- ・親族に準ずる者として規則で定めるもの（※）

（3）若者定住促進賃貸住宅条例

- ・配偶者に準ずる者として規則で定めるもの（※）

※「規則で定めるもの」として、各条例施行規則の入居者資格に「同性パートナー」
を追加する。

（青森県パートナーシップ宣誓制度に基づきパートナーシップの宣誓を行っている者
を対象とする。）

3 施行期日

公布の日

こどもの国大型複合遊具設置事業について

1. 事業の概要

こどもの国は、子どもから大人まで一日中楽しく遊べる場として、また、災害時の広域避難場所や都市緑化推進の情報発信基地としての役割を担うなど、市民の生活環境への関心や余暇増大等に伴う多様なニーズに対応した八戸圏域を代表する公園として昭和56年から整備を進めている。

こどもの国のさらなる魅力が向上するよう、子どもファーストの視点に立ち、年齢や体力、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが楽しく遊ぶことが出来るインクルーシブの考えを取り入れた遊具を配置する「インクルーシブゾーン」、怖そうだけど挑戦してみたいという子どもたちの好奇心をくすぐるような、よりアクティブな遊具を配置する「アクティブゾーン」を整備する。

整備箇所としては、園内の遊園地にあるジェットコースターと多目的芝生広場の間を予定している。

また、八戸市の魅力を県内外に発信するため、八戸市を象徴するデザインとして、いかずきん（イカ）、サバ、ウミネコ、八幡馬、いのるん（合掌土偶）等を採用する。

2. 整備計画（予定）

「インクルーシブゾーン」

遊 具	①複合遊具 ②3連サポート付ブランコ ③クッションマット ④オムニスピナー
整備年度	令和4年度～令和5年度

「アクティブゾーン」

遊 具	⑤大型複合遊具 ⑥ターザンロープ ⑦タワーネット
整備年度	令和4年度～令和7年度

3. 完成イメージ



八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（通称：長期優良住宅法）」の一部改正により、既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定制度が新設されることから、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料等の額を定めるとともに、その他所要の改正を行う。

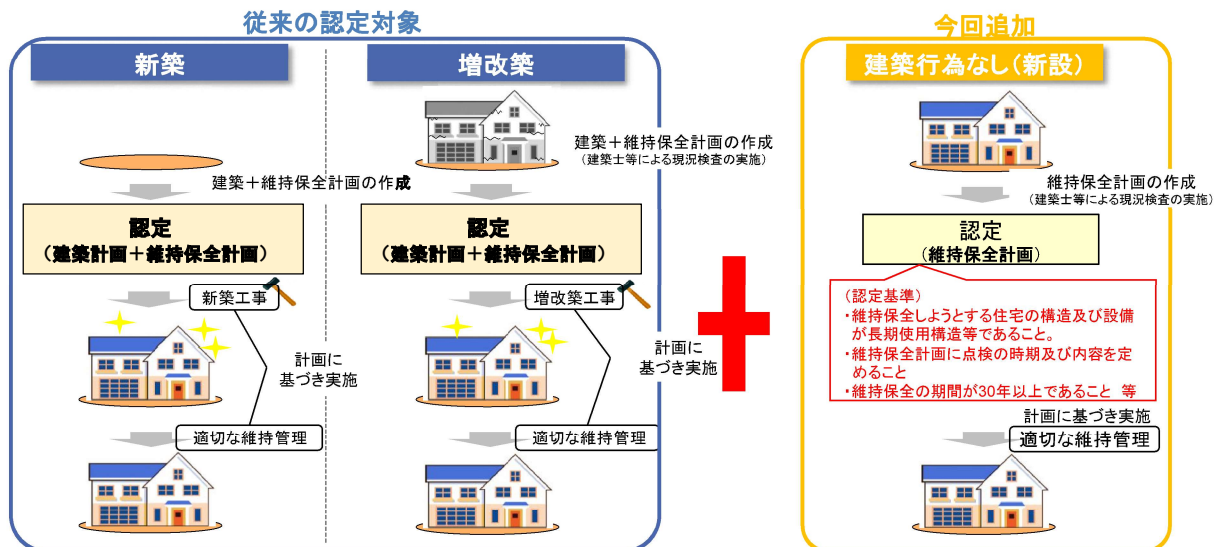
「長期優良住宅認定制度」とは・・・

- ・長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するために「耐震性」、「省エネルギー性」、「劣化対策」、「維持管理・更新の容易性」など性能向上の措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を、長期優良住宅法に基づき認定する制度
- ・長期優良住宅の認定を受けた場合、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の税の特例措置が受けられる。

2. 改正の主な概要

建築行為を伴わない既存住宅の認定の新設

良質な既存住宅について、建築行為がなくとも長期優良住宅として認定することができるようになることから、それに関する認定の申請手数料を新設する。



【建築行為を伴わない認定の取得が想定される例】

- ・長期優良住宅制度の創設前に建築された住宅
- ・新築時、増改築時に認定申請されなかった住宅

流通時等に差別化を図り、付加価値を高めるため、認定を取得

3. 新設する手数料の内容 別表第6（土木関係手数料）4の表

●既存住宅の認定申請手数料を新設する。（抜粋）

一戸建ての住宅	確認書等を添付する場合	18,000円
	その他の場合 （＊技術的審査を所管行政庁で行う場合）	69,000円
総戸数が5戸以内 の共同住宅等 の場合	確認書等を添付する場合	33,000円
	その他の場合 （＊技術的審査を所管行政庁で行う場合）	160,000円

（確認書とは長期使用構造等の基準に適合していることをみなす書類）

●既存住宅の変更認定申請手数料を新設する。（抜粋）

一戸建ての住宅	確認書等を添付する場合	9,000円
	その他の場合 （＊技術的審査を所管行政庁で行う場合）	34,000円
総戸数が5戸以内 の共同住宅等 の場合	確認書等を添付する場合	16,000円
	その他の場合 （＊技術的審査を所管行政庁で行う場合）	81,000円

申請手数料については、県内の所管行政庁（県、青森市、弘前市）ともに、増改築の
場合の手数料と同額とすることとした。

4. 施行期日 令和4年10月1日